

障 障 発 0 9 0 9 第 1 号

平 成 2 8 年 9 月 9 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とする。

【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 障害者支援施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護事業所
- ・ 生活介護事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 自立訓練事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

～●●市からののお知らせです～

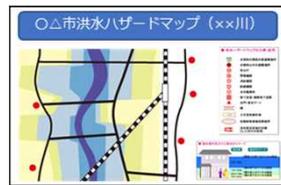
水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ ①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- 市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ ②

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

- 市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「**避難準備情報**」が発令されたら、**避難を開始してください**※4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ ③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1:大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2:外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

避難に関する防災情報の入手方法について

●●市からの防災情報

□●●●市の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●>

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>

□防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。

その他の機関からの防災情報

□●●●県の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●>

●●県内の防災情報について掲載しています。

□気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

□国土交通省防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】 ●●市役所 ●●課 ●●係 電話：●●●－●●●－●●●●
 (●●県庁 ●●課 ●●係 電話：●●●－●●●－●●●●)

(別添 2)

事 務 連 絡

平成 28 年 9 月 2 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局高齢者支援課

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）

平素より、社会福祉の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、台風第 10 号に伴う暴風雨等による災害により、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の入居者が亡くなるなど、各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を受け、内閣府及び消防庁においては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、本日付けで、別添のとおり、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容について、改めて周知を図るとともに、避難準備情報が発令された場合には、災害時要配慮者の立ち退き避難を求めるなど、特に徹底すべき事項に関して、各都道府県防災担当主幹部局長あて事務連絡がなされたところです。

貴課におかれましても、当該事務連絡の内容について十分に御了知いただくとともに、管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知を図るほか、災害発生危険性が高まった場合には、各社会福祉施設等において適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

事務連絡
平成 28 年 9 月 2 日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁 国民保護・防災部防災課長

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について

平素より、政府の防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 8 月 19 日付で通知した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、貴職を通じて市町村に周知していただいたところです。

今回の台風第10号による豪雨で、岩手県小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において9名が亡くなる等、甚大な被害が東北・北海道で発生しました。

今後も台風の上陸が予想されており、水害・土砂災害が発生するおそれがあることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、ガイドラインを改めて周知いただくとともに、下記について特に徹底をはかっていただくようお願いいたします。

また、災害発生危険性が高まった場合には、管内市町村において、適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

なお、本事務連絡は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、地域の実情を踏まえた各市町村の警戒避難体制の確保状況については、改めて点検を要請する予定であることを申し添えます。

記

1. 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、住民等に対し早い段階から確実な情報提供を行うこと。
2. 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、改めて事前に住民等に周知すること。

3. 避難勧告等については、気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用し、空振りを恐れず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を国の機関や都道府県に対して求めること。
4. 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む同報系）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFMなどの多様な伝達手段を活用し、確実に伝達すること。
5. 避難勧告等の発令時に住民がとるべき適切な避難行動について、災害発生前から周知すること。さらに、避難勧告等の発令時にも、別紙を参照し、住民や関係施設に分かりやすく周知すること。

以上

(問合せ先)

内閣府(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

担当：多田、吉松

電話：03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：田中、和田

電話：03-5253-7525

【 ガイドライン P19 に二重下線を追記 】

表 1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u> (ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・ 小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)</u>をとる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

【 ガイドライン P64 に二重下線を追記 】

< 避難勧告等の伝達文の例（水位周知河川） >

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

指定障害福祉サービス事業者等のための
「非常災害対策計画」
作成の手引き

平成 2 6 年 3 月

愛知県健康福祉部障害福祉課

目次

+

1	「非常災害対策計画」作成の留意点	1
(1)	「非常災害対策計画」とは	1
(2)	想定する災害	1
(3)	人命の安全	1
(4)	内容の簡潔化、明確化	1
(5)	入居者等の心身の状況の把握	1
(6)	防災計画の不断の見直し	1
2	災害時における組織体制	2
(1)	命令、指揮系統の整備	2
(2)	職員が少数時の対応の検討と職員の参集	2
(3)	救護用入居者等一覧の作成	3
3	緊急連絡網	4
(1)	職員間や関係者との連絡体制の整備	4
(2)	利用者の安否確認の方法の検討【住居系及び入所系の事業所・施設】	4
(3)	利用者家族との連絡体制の確立	4
4	災害予防対策	6
(1)	災害予防対策	6
(2)	持ち出し品の準備	6
(3)	必要な物資等の備蓄	7
5	避難計画	7
(1)	避難場所	7
(2)	避難経路	8
(3)	避難方法	9
6	防災訓練等の実施	9
(1)	防災訓練	9
(2)	防災教育の実施	11
7	地域の関係機関や住民等との協力体制	12
(1)	地域防災訓練への参加	12
(2)	地域への協力要請	12
(3)	地域の行事への積極的参加	12
(4)	地域の安心拠点	12
参考	既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の緩和策 の実施について	13
	「非常災害対策計画」作成例	15

はじめに

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の公布により、従来、厚生労働省令等で定められていた指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を、都道府県、政令指定都市及び中核市において条例で定めることとなったため、愛知県においては、「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（条例第 7 2 号）及び「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（条例第 7 1 号）を制定しました。

この条例では、指定障害福祉サービス事業者等が、非常災害対策として、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を立てることと、当該計画等の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行うこと等を義務付けています。

本書は、事業者の皆さんが、来る災害に備え、あらかじめ組織内で検討しておきたい事項、講じておきたい対策等を例示し、非常災害対策計画の作成に役立てていただくことを目的にとりまとめたものです。

なお、本書は、住居系及び入所系の事業所・施設を念頭にとりまとめておりますが、通所系の事業所においても、本書の内容に準じて非常災害対策計画を作成してください。

1 「非常災害対策計画」作成の留意点

(1) 「非常災害対策計画」とは

「非常災害対策計画」は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に役に立つものでなければならず、その内容を職員が十分に理解していなければなりません。

なお、既に消防法による「消防計画」が作成されている場合には、既存の消防計画の中で「非常災害対策計画」を別に定めることを明記しておくなど、両者の整合性を図ることが必要です。

また、福祉避難所の指定をされている事業所・施設については、福祉避難所として果たす役割があることから、「非常災害対策計画」を作成するにあたって、調整を行ってください。

(2) 想定する災害

災害には、地震、津波、風水害等の自然災害や、火災、ガス爆発等の人的災害等様々なものがあります。「非常災害対策計画」は、事業所・施設の設置場所の地形、天候及び環境等に起因して生じる災害を想定したうえで、それらの対策について定めてください。

例：《災害の種類》 ・火災 ・地震 ・大雨 ・津波 ・高潮 ・洪水 ・土石流 等

(3) 人命の安全

「非常災害対策計画」を作成する目的は、第一に人命を守ることにあります。「非常災害対策計画」の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

(4) 内容の簡潔化、明確化

「非常災害対策計画」は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。

緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

(5) 入居者等の心身の状況の把握

各事業所・施設においては、障害者の障害種別や障害特性に応じた支援に必要な配慮や心身の状況等を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

(6) 防災計画の不断の見直し

防災計画は、防災訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に、点検や見直しを行い、最新のものとしてください。

2 災害時における組織体制

災害時には迅速な対応が必要であることから、事業所・施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

また、災害発生時における班別、職員別の役割分担（P3：参考様式2）を明確にし、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知してください。

（1） 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定め、うえて指揮系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるので、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制を整備してください。

（2） 職員が少数時の対応の検討と職員の参集

災害の発生は時間帯を選ばないため、職員が少ない時間帯に災害が発生する場合の対応も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

特に、住居系及び入所系の事業所・施設では休日や夜間の職員の配置が少なくなるため、職員の参集基準（P2：参考様式1）を定めて勤務していない職員の参集を徹底するとともに、町内会や地元の自主防災組織、近隣のボランティアの協力も視野に入れ、対応を検討してください。

職員参集基準の記載例（参考様式1）

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び〇〇班の班長は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

※あくまでも記載例ですので、各事業所・施設の状況に応じて検討の上作成してください。

役割分担表の記載例（参考様式2）

総括責任者	班	班長	班員	任務
〇〇〇〇	情報収集・ 連絡担当	△△△△	×××× ▽▽▽▽	気象・災害の情報収集
				職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
				関係機関との連絡・調整
				利用者家族への連絡
				地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設 への救援の要請と活動内容の調整
				避難状況のとりまとめ
	救護班	××××	〇〇〇〇 □□□□	負傷者の救出
				負傷者への応急処置
				負傷者の病院移送
	安全対策班	▽▽▽▽	▽▽▽▽ 〇〇〇〇	利用者の安全確認
				施設、設備の被害状況確認
				利用者への状況説明
				利用者の避難誘導
				利用者の家族への引渡し
	物資班	□□□□	□□□□ ××××	食料、飲料水ほか備品の管理、払出し
備蓄品の補給（販売店への発注）				

※あくまでも記載例ですので、各事業所・施設で検討の上作成してください。

（3） 救護用利用者一覧の作成

避難や支援が必要になった場合、救護を要する利用者に関する情報が必要になる場合があります。

緊急時に県や市町の災害対策本部等へ提供できるよう、日頃から救護用利用者一覧（P3：参考様式3）を準備してください。

作成した一覧は電子データ及び印字された用紙で管理するとともに、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。ただし、平常時には個人情報保護の観点から、管理には十分注意してください。

また、津波等発生時には、コンピューター等が使用不能となることも想定されることから、利用者のデータを常に最新のものとし、バックアップを日頃からは行うとともに、外部保存についても検討しておきましょう。

救護用利用者一覧の記載例（参考様式3）

氏名	生年月日	内服薬	障害区分	障害程度区分	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項
〇〇〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇〇〇	身体	3	△△△△ (母)	090-0000-0000 0561-00-0000	

3 緊急連絡網

災害発生時には、職員間及び外部への連絡が重要となります。

特に、住居系及び入所系の事業所・施設については、勤務時間外に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。

また、電話、メール等の通常の連絡手段が通じない場合に備えて、緊急時の連絡方法を検討してください。

(1) 職員間や関係者との連絡体制の整備

災害に備えて、職員間の緊急連絡網（P4：参考様式4）や緊急連絡系統図（P5：参考様式5）を作成し、各職員が携帯するほか、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。

また、県や市町の防災担当課、障害福祉担当課等と連絡が取り合えるよう関係防災情報一覧表（P5：参考様式6）を作成し、関係機関との連絡体制を整備してください。

なお、速やかに連絡が取れるよう事業所・施設内の分かりやすい場所への掲示を検討してください。

【関係機関等の例】

町内会、ボランティア団体、家族、县市町担当課、消防署、警察、協力医療機関、嘱託医、設備の管理委託業者、給食業者等

(2) 利用者の安否確認の方法の検討【住居系及び入所系の事業所・施設】

利用者が事業所・施設外にいる時の安否確認について、外出の目的に応じて、事業所と利用者、又は事業所と利用者の家族との間でどのような方法で確認をとりあうかを事前に決めておいてください。

(3) 利用者家族との連絡体制の確立

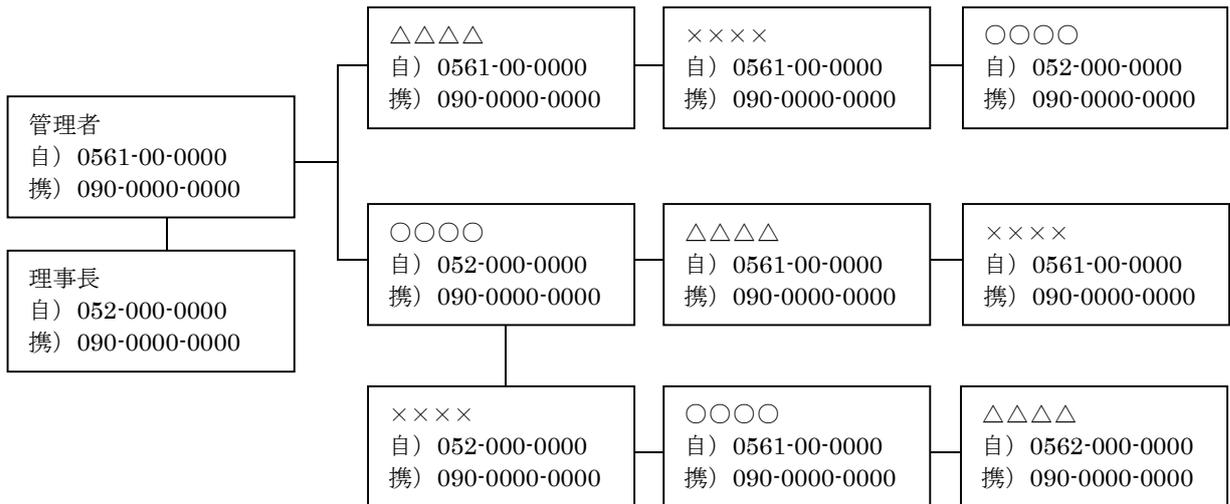
利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を台帳として整備してください。

交通や通信の途絶に伴い、職員や利用者の家族と連絡が取れない事態も想定されます。「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話の「災害用伝言板」の利用など、連絡方法を事前に定めておきます。

緊急連絡網の記載例（参考様式4）

役職名	氏名	住所	自宅電話	メールアドレス	携帯電話	通勤時間
管理者	〇〇〇〇	〇〇市〇町1-2-2	0561-00-0000	0000@aichi.jp	090-0000-0000	車5分
サービス管理責任者	△△△△	〇〇市〇町3-2	0561-00-0000	0000@aichi.jp	090-0000-0000	徒歩10分
世話人	××××	〇〇市〇町〇〇3	0561-00-0000	0000@aichi.jp	090-0000-0000	自転車5分
生活支援員	▽▽▽▽	〇〇市〇町22	052-000-0000	0000@aichi.jp	090-0000-0000	車10分

緊急連絡系統図の記載例（参考様式5）



関係防災情報一覧表の記載例（参考様式6）

情報	機関	機関名	電話番号
行政情報	消防	〇〇消防署	000-000-0000
		〇〇出張所	000-000-0000
	警察	〇〇警察署	000-000-0000
		〇〇派出所	000-000-0000
市（町村）	〇〇市役所	000-000-0000	
	〇〇市区役所	000-000-0000	
県	愛知県防災局災害対策課	052-954-6193	
	愛知県健康福祉部障害福祉課	052-954-6317	
ライフライン	電気	〇〇電力〇〇営業所	000-000-0000
	ガス	〇〇ガス〇〇営業所	000-000-0000
	水道	〇〇市水道局	000-000-0000
	電話	NTT〇〇支店	000-000-0000
救護関係	医療機関	〇〇病院	000-000-0000
	協力医療機関	〇〇診療所	000-000-0000
	自治会	〇〇地域会	000-000-0000
日常取引先	給食関係	〇〇給食センター	000-000-0000
	設備関係	〇〇〇メンテナンス	000-000-0000

4 災害予防対策

(1) 災害予防対策

震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行ってください。

また、机、ロッカー、書棚等は、地震による転倒、落下等の二次的被害を予防するため、次表を参考に補強措置を講じてください。

なお、事業所・施設の建築施行図面は、万一の場合の復旧作業のためにも必要なものですから、保管には十分な注意が必要です。

【参考例】

- ・施設内の書棚やロッカー等の転倒防止対策として、柱・壁などに固定する。(柱・壁等に固定をしないで、書棚等を連結固定することは危険であるから行わない)
- ・照明器具、機器類の振動防止、落下防止対策を実施する。
- ・観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。
- ・抽出式のロッカー・キャビネットは、不要時はロックしておく。
- ・電話線等のコード類は、床面・通路に露出させない。
- ・ガラスには飛散防止フィルムを貼付する。
- ・事務室は整理整頓に努め、不要な物品を置かない。
- ・火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。
- ・火気使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに、可燃物を置かない。
- ・危険物施設等の点検と安全措置を定期的実施する。
- ・建物の耐震チェックや、消防用設備等の点検を実施する。

(2) 持ち出し品の準備

避難先での生活に備え、災害時・避難時持ち出し袋を用意しておくことが重要です。特に、通常の避難所で準備することが困難な紙おむつ、柔らかい食料、常備薬は必需品です。

したがって、利用者の特性なども踏まえ、あらかじめ何を用意しておくか、十分に検討しておく必要があります。

また、いざという時に利用者へ応急処置等を施す際には、傷病記録や血液型、服薬状況といった情報があると、スムーズに対応が可能です。救護用利用者一覧(P3:参考様式3)について、いつでも持ち出せるよう準備してください。

【持ち出し品の例】

救護用入居者等一覧、ケース記録、診療録、緊急時連絡・引き渡しカード、多機能ラジオライト、手動式ライト、サバイバルブランケット、紙おむつ、ウェットティッシュ、ナプキン、災害用トイレ(給水凝固剤)、万能はさみ、救急箱、常備薬、非常食等

《持ち出し品の準備のポイント》

- ・非常時持ち出し袋等にまとめて常備し、いつでも持ち出せるようにしましょう。
- ・いざという時に取り出せない!ということがないように、見えやすく取り出しやすい場所に置くことが必要です。
- ・重すぎて持ち出せない、ということがないように注意しましょう。

(3) 必要な物資等の備蓄

災害が発生した場合、交通が麻痺し、必需品の補給が受けられなかったり、ライフライン（水道・電気・ガス）が停止するといった事態が予想されます。

過去の大地震等の経験から、一般に外部からの救援活動が開始されるまでの時間は最短でも3日間とされています。そこで、少なくとも、広域的な救援が到着するまでの3日程度は事業所・施設運営が維持できる食料、水、紙おむつなどの生活用品、応急医療薬品、燃料等の物資が必要となります。（P7：参考様式7）

なお、通所系の事業所についても、災害時における利用者の帰宅困難に備えて、これに準じて必要な物資等の備蓄に努めてください。

備蓄品リストの記載例（参考様式7）

(食料・炊事用具)				
・飲料水	・非常食	・鍋	・缶切り	・食器
・バケツ	・ポリタンク	・ビニール袋	・カセットコンロ	
(衣料)				
・毛布	・ビニールシート	・タオル	・軍手	・下着
(生活用品)				
・懐中電灯	・電池	・ローソク	・カイロ	・ロープ
・雑巾	・トレットペーパー	・ティッシュペーパー	・水のいらないシャンプー	
・紙おむつ				
(救急器材)				
・救急医薬品	・衛生器具（はさみ、ピンセット等）			
・衛生材料（ガーゼ、包帯等）	・担架			
(復旧機材)				
・大工道具セット	・小型発電機	・スコップ		
(その他)				
・ラジオ	・テント	・リヤカー	・携帯電話	・ヘルメット
・簡易トイレ	・車椅子	・乳母車		

※ いざという時に使いものにならないようでは備蓄の役を果しません。非常用持ち出しナップザックを含め、定期的な点検と補充が必要です。

5 避難計画

入居者等の生命を守るためには、安全・迅速な避難が重要です。そのためには、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段等を設定し、職員と利用者がその認識を共有してください。

(1) 避難場所

ア 災害の種類や規模、災害時の状況に応じ、建物内の構造や収容人数、立地条件等についても考慮したうえで、あらかじめ避難場所を複数選定してください。

イ 避難場所等の選定に当たっては、市町村が指定した避難所を確認するとともに、沿岸部においては、津波を想定した高層階の建物若しくは高所での避難場

所等を複数確保してください。

ウ 災害時の避難場所については、入所者の家族等にも周知してください。

エ この他に送迎時や事業所・施設外活動時に被災した際の避難場所等についても検討してください。

(2) 避難経路

ア 避難経路については、火災、道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。

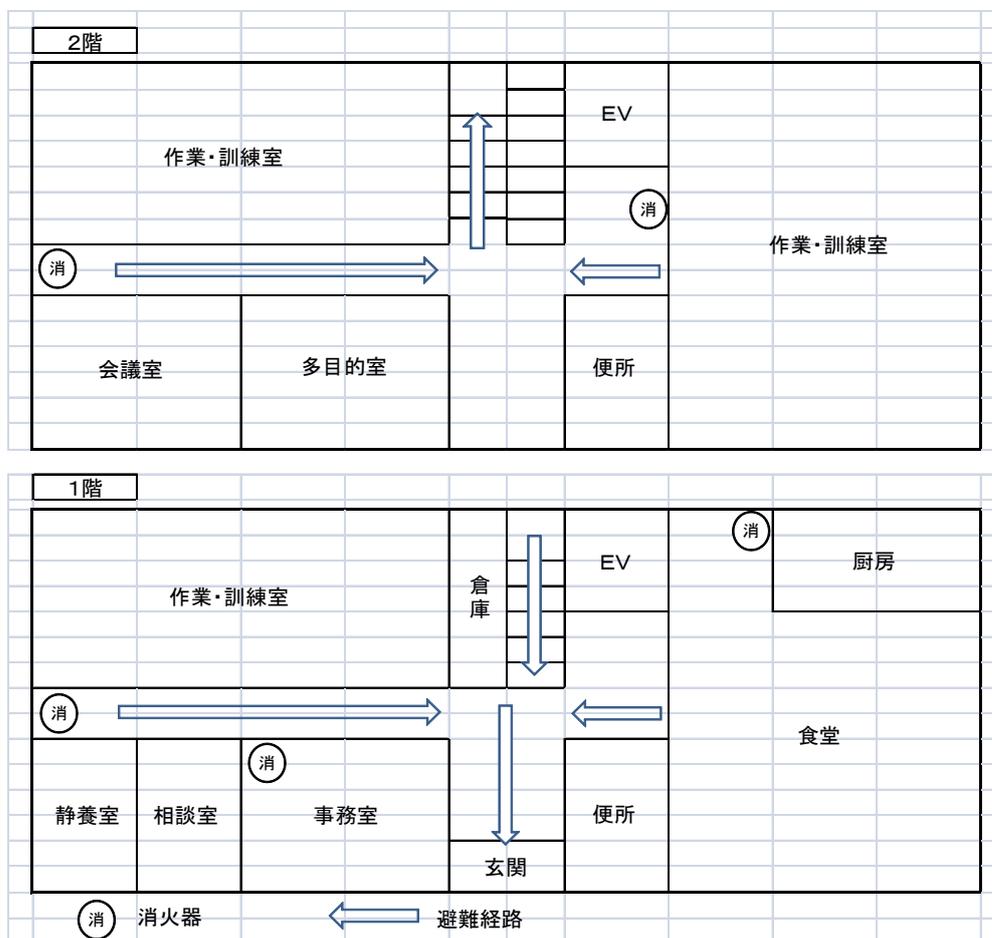
イ 避難場所までの徒歩・車両による所要時間・距離等を把握してください。

ウ 避難誘導を安全に行えるように、避難経路上の危険箇所（土砂災害）についても把握してください。

エ 迅速な避難誘導を可能とするため、建物内の避難経路図（P8：参考様式8）や避難場所までの防災マップを作成して、職員・利用者に対する周知徹底を図ってください。（建物内の避難経路図には、消火器などの設備も記載しておきましょう）

オ この他に送迎時や事業所・施設外活動時に被災した際の避難経路についても検討してください。

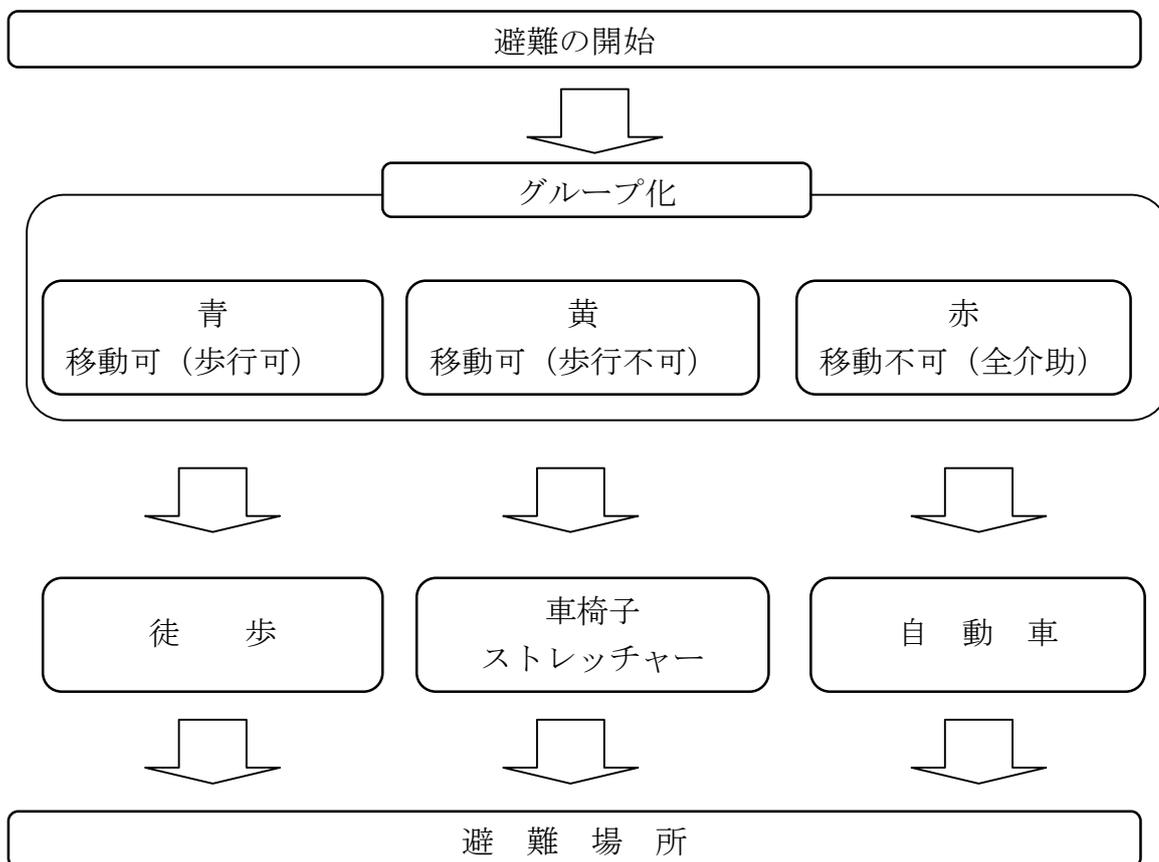
避難経路（建物内）の記載例（参考様式8）



(3) 避難方法

利用者の状態ごとに避難するための方法（自動車・徒歩・車いす・ストレッチャー）を分け、ゼッケン等で色分けをしておくと、避難を効率的に行うことができます。

例) 福岡県「障害者福祉施設等防災計画策定のためのマニュアル」を参考に作成



6 防災訓練等の実施

緊急時に安全かつ迅速な避難を実現するためには、日頃からの防災訓練等を通じて十分な対策を講じておくことが必要です。

(1) 防災訓練

火災、地震、津波、風水害等様々な災害の具体的な規模を想定して、防災訓練を行うことが必要です。職員一人ひとりの役割分担を明確にし、職員と利用者が安全に避難できる知識や能力を身につけられる実践的な訓練計画を作成し、実施してください。訓練の実施に当たっては、次のア～オを参考にして取り組んで下さい。

ア 災害時における職員の役割分担及び緊急連絡網等について、職員に周知徹底を図ること。

イ 火災、地震、風水害等の様々な状況を想定した定期的な避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行うこと。

ウ 事業所・施設外の安全が確保できる待避場所を予め決めるとともに、自動車での避難が可能である場合と、徒歩である場合とで、それぞれの所要時間を計

測しておき、時間内に迅速に避難ができるかどうか検証する避難訓練も可能な限り実施すること。

なお、火災発生時の避難時間の計測については、全国消防長会の平成 21 年 10 月 27 日付け事務連絡「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について」の別表「避難目標時間の設定」を参考にして下さい。

別表 避難目標時間の設定

			条件	時間
火災室の状況	基準時間 (T_{n})	内装制限の状況(注1)	不燃材料	5分
			準不燃材料	4分
			難燃材料	3分
			なし	2分
	寝具・布張り家具の防災性能の確保(注2)			+1分
	特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置(注3)			+2分
建物全体の状況	延長時間 (T_{e})	火災室からの区画形成	防火区画(注4)	3分
			不燃化区画(注5)	2分
			その他の区画(注6)	1分
	床面積×(天井高さ-1.8m) ≥ 200㎡			+1分
	特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置(注3)			+1分
避難目標時間 $T_t = T_n + T_e$				

- (注1) 内装制限の状況については、火災室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げとする。
- (注2) 寝具・布張り家具の防災性能の確保については、火災室において使用する寝具・布張り家具のすべてが防災性能を確保している場合とし、内装制限がなされていない場合は、基準時間に加算できないものとする。
- (注3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されている場合とは、消防法施行令第12条第2項第4号に定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備、平成3年消防予第53号「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により設置される住宅用スプリンクラー設備又はこれと同等以上の性能を有するスプリンクラー設備のヘッドが設置されている場合とする。
- (注4) 防火区画とは、建築基準法施行令第112条に定める基準により設けた区画のほか、準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画を形成するものも含むものとする。
なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第113条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。
- (注5) 不燃化区画とは、仕上げを準不燃材料とした壁及び天井(天井の無い場合においては屋根)並びに防火戸又は準不燃材料(ガラスは網入りのものに限る。)で造った戸により区画を形成する(外気に面する開口部を除く)ものをいう。
- (注6) その他の区画とは、壁及び天井並びに戸(襖、障子又はこれらに類するものを除く。)により区画を形成するものをいう。

【避難目標時間の設定例】

例1) グループホームにおいて、建物内の居室等内装について不燃・難燃材の仕上げと、建物について防火壁、不燃壁及び防火戸等を施していない場合

- ・ 「火災室の状況」の「内装制限の状況」は「なし」に該当するため、「基準時間」は2分。
- ・ 「建物全体の状況」の「火災室からの区画形成」は「その他の区画」に該当し、「延長時間」は1分。
- ・ 避難目標時間の合計は3分。（「火災室の状況」（基準時間）2分＋「建物全体の状況」（延長時間）1分）

例2) 建物の状況が上記例1と同じ条件のもと、利用者が利用する布団や布張りのソファ等の全てが防炎性能を有する物を使用しており、かつ床面積が290㎡であり、天井の高さが2.5mである場合

- 「火災室の状況」（基準時間）
 - ・ 「内装制限の状況」は「なし」に該当…… 2分
 - ・ 「寝具・布張り家具の防炎性能の確保」に該当…… 1分の加算
 - ・ 合計…… 3分
- 「建物全体の状況」（延長時間）
 - ・ 「火災室からの区画形成」は「その他の区画」に該当…… 1分
 - ・ 「床面積290㎡×(2.5m-1.8m)」の算式から「203㎡ \geq 200㎡」となる…… 1分の加算
 - ・ 合計…… 2分
- 「避難目標時間」の総計…… 5分 （「火災室の状況」（基準時間）3分＋「建物全体の状況」（延長時間）2分）

エ 住居系及び入所系の事業所・施設については、職員が少ない夜間の時間帯での対応を想定した訓練を実施すること。

オ 住居系のグループホームにおいて、平成26年4月以降、外部サービス利用型により介護サービスを行う事業所については、外部の派遣職員も含めた対応について予め検討しておくこと。

カ 避難訓練の実施にあたっては、災害時に事業所・施設外からの応援活動が円滑に進むように、事業所・施設関係者だけでなく、近隣住民や消防団等にも参加を促して実施することが望ましい。

(2) 防災教育の実施

入居者等の生命を守り、被害を最小限に食い止めるためには、個々の職員が防災に対する知識をもち、実践的な訓練や研修等により、自らの対応力や防災教育に関する指導力を高めることが必要です。

次のとおり、普段から職員の意識向上に積極的に取り組んで下さい。

ア 防災に関する研修会等への参加

イ 事業所・施設内での研修の実施

ウ AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加

7 地域の関係機関や住民等との協力体制

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町や消防機関、近隣の病院、診療所、社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくことが必要です。

特に住居系及び入所系の事業所・施設において、職員だけで速やかに避難誘導することは非常に困難が伴うことを、理解してもらうことが重要です。

また、安全で確実な入居者等の避難につなげるためにも、以下のような活動を通して、日頃から地域住民に事業所・施設の存在を知っていただくことが重要です。

(1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するためにも、地域の防災訓練には積極的に参加しましょう。

(2) 地域への協力要請

地域との災害時協力関係の確立のため、事業所・施設と近隣のボランティアや地域の自主防災組織、町内会の間で、災害時の支援の提供について承諾を得られるように、日頃から相談しましょう。

地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、計画の中に事業所・施設を組み入れてもらい、避難や消防活動に協力してもらえらえるようにすることが有効です。

また、付近の企業や学校とも連携を図れるようにしておくことも重要です。

さらに、災害により事業所・施設が使用不能となった場合に備え、市町に受入れ先のあつせんを依頼する等、他の事業所・施設との受入れに関する協定の締結等を検討することも重要です。

(3) 地域の行事への積極的参加

地域における行事へ積極的に参加し、また、事業所・施設における行事に地域の方々を招待する等、地域の方々との交流や情報交換に努め、事業所・施設に対する理解を深めていただくよう努めましょう。

(4) 地域の安心拠点

事業所・施設が、使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うよう努めましょう。

既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の緩和策の実施について

平成26年4月1日から、既存の戸建て住宅を活用してグループホームを設置するにあたっては、十分な防火・避難対策を講ずる場合は、建築基準法上、防火間仕切り壁の設置等の規定は適用されず、また、用途変更の手続きを要しないこととする緩和策を実施します。

したがって、既存の戸建て住宅を活用してグループホームを設置を希望する事業者は、指定申請書や変更届出書を提出する前に、愛知県障害福祉課に事前相談を行ってください。

詳しくは、「愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱」及び「愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の事務取扱」をご確認下さい。

なお、当該要綱に則って、グループホームの設置を希望する事業者は、当該要綱の「取扱基準」に適合する「非常災害対策計画」を作成しなければならないことに留意してください。

○「取扱要綱」別表2**既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の安全確保策****(1) 避難訓練の実施**

消防法の基準上必要な訓練以外にも、以下の訓練も実施すること。

- ① 年3回以上避難訓練を実施すること。その内、年1回以上は、昼間だけでなく、夜間の避難訓練も実施すること。
- ② 非常勤職員（外部サービスを利用する場合の派遣職員も含む）も避難訓練に参加するとともに、全ての非常勤夜間従事者も避難訓練に参加すること。
- ③ 1階の就寝室(利用者の居室)から玄関以外の掃き出し窓等を通じて避難する訓練も可能な限り実施すること。
- ④ 火災、地震等の様々な状況に対応した避難訓練も実施すること。
なお、火災を想定した避難訓練の実施に当たっては、初期消火の訓練や消火器の使用方法の確認なども取り入れること。
- ⑤ 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうか検証する避難訓練を実施すること。
- ⑥ グループホーム外の安全が確保できる待避場所を予め確保し、実際に避難訓練時に待避場所待避させる訓練を実施すること。また、待避場所までの避難ルートをグループホーム内に掲示しておくこと。
- ⑦ 市町村や関係機関、地域住民が参加する等の避難訓練を年1回以上実施するよう努めること。
- ⑧ 避難訓練の実施に当たっては、利用者も全員参加すること。

なお、自力避難困難者についても、可能な限り訓練に参加することを原則とするが、訓練に参加することが困難な者や訓練当日の利用者の体調等によっては、職員が代役を行う等の方法を取り入れること。

(2) 非常災害時の連絡体制

- ① 緊急時に職員、入居者が迅速に対応できるよう、予め関係機関への通報・連絡や、緊急連絡などの体制を具体的（関係機関名、連絡先名や電話番号等）に整備すること。
- ② 上記について一覧表を作成し、事業所内の目立つ場所に掲示すること。

(3) 出火防止対策

就寢室(利用者の居室)は、禁煙及びろうそく等の裸火の使用を禁止とすること。また、台所や居間、食堂については、世話人や支援員等の事業所職員の管理の下で火気の使用を行うこと。

(4) 夜間支援従事者等の配置

夜間に火災等が発生した場合に迅速に対応できるよう、夜間支援従事者や宿直者等を配置すること。夜間支援従事者や宿直者等が配置されない場合は、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。

(5) 障害特性に応じた配慮

就寢室(利用者の居室)を割り当てる際は、個々の障害の状態に配慮するよう努めること。特に、火災の際に逃げ遅れることがないよう、身体等の状態によって、例えば1階部分の就寢室(利用者の居室)や玄関付近の就寢室(利用者の居室)を割り当てる等の配慮に努めること。

1 災害時における組織体制

(1) 命令、指揮系統

- ・ 総括責任者：〇〇〇〇（不在時の代行者：〇〇〇〇）
- ・ 〇〇班班長：〇〇〇〇（不在時の代行者：〇〇〇〇）
- ・ 〇〇班班長：〇〇〇〇（不在時の代行者：〇〇〇〇）
- ・ 〇〇班班長：〇〇〇〇（不在時の代行者：〇〇〇〇）

役割分担表（参考様式2）

総括責任者	班	班長	班員	任務	

(2) 職員の参集

職員参集基準（参考様式1）

配備体制	配備基準	対象職員

(3) 救護用入居者等一覧

- ・救護用入居者等一覧の管理・作成責任者：〇〇〇〇
- ・保管場所：

救護用利用者一覧（参考様式3）

氏名	生年月日	内服薬	障害区分	障害程度区分	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項

2 緊急連絡網

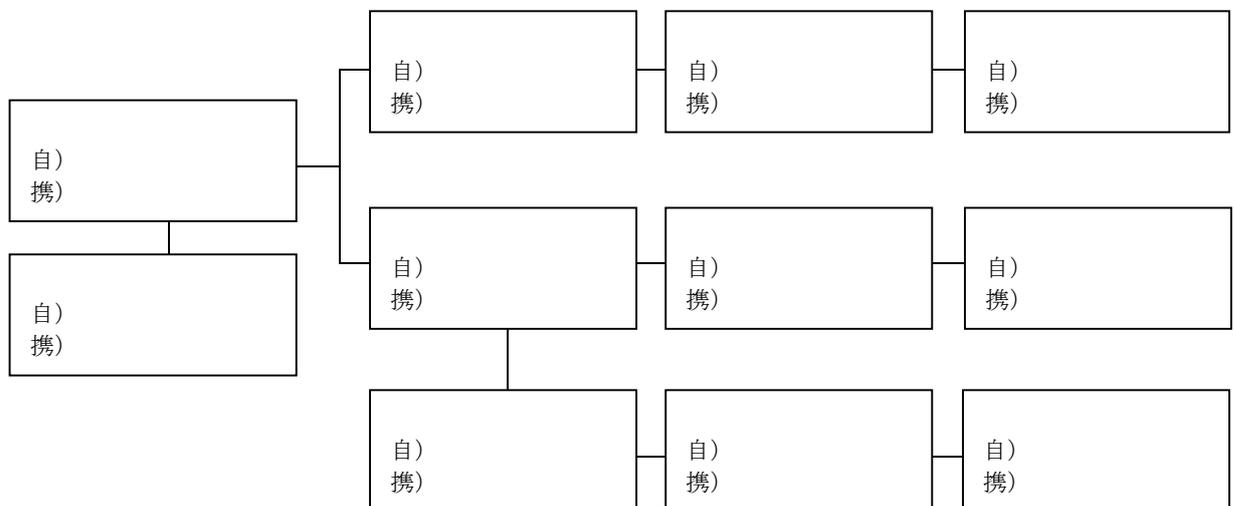
(1) 職員間の緊急連絡網

緊急連絡網（参考様式4）

役職名	氏名	住所	自宅電話	メールアドレス	携帯電話	通勤時間

(2) 職員間の緊急連絡系統図

緊急連絡系統図（参考様式5）



(3) 関係機関との連絡体制

関係防災情報一覧表（参考様式6）

情報	機関	機関名	電話番号

3 災害予防対策

(1) 災害予防対策

【参考例】

- ・施設内の書棚やロッカー等の転倒防止対策として、柱・壁などに固定する。
(柱・壁等に固定をしないで、書棚等を連結固定することは危険であるから行わない)
- ・照明器具、機器類の振動防止、落下防止対策を実施する。
- ・観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。
- ・抽出式のロッカー・キャビネットは、不要時はロックしておく。
- ・電話線等のコード類は、床面・通路に露出させない。
- ・ガラスには飛散防止フィルムを貼付する。
- ・事務室は整理整頓に努め、不要な物品を置かない。
- ・火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。
- ・火気使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに、可燃物を置かない。
- ・危険物施設等の点検と安全措置を定期的実施する。
- ・建物の耐震チェックや、消防用設備等の点検を実施する。

(2) 持ち出し品の準備

【持ち出し品】

<記載例>

救護用入居者等一覧、ケース記録、診療録、緊急時連絡・引き渡しカード、多機能ラジオライト、手動式ライト、サバイバルブランケット、紙おむつ、ウェットティッシュ、ナプキン、災害用トイレ（給水凝固剤）、万能はさみ、救急箱、常備薬、非常食

(3) 必要な物資等の備蓄

(食料・炊事用具)
(衣料)
(生活用品)
(救急器材)
(復旧機材)
(その他)

備蓄品リスト（参考様式7）

4 避難計画

(1) 避難場所

ア 災害の種類：(例)地震

避難場所：

所要時間： 分

距離： km

イ 災害の種類：(例)津波

避難場所：

所要時間： 分

距離： km

ウ 災害の種類：(例)火災

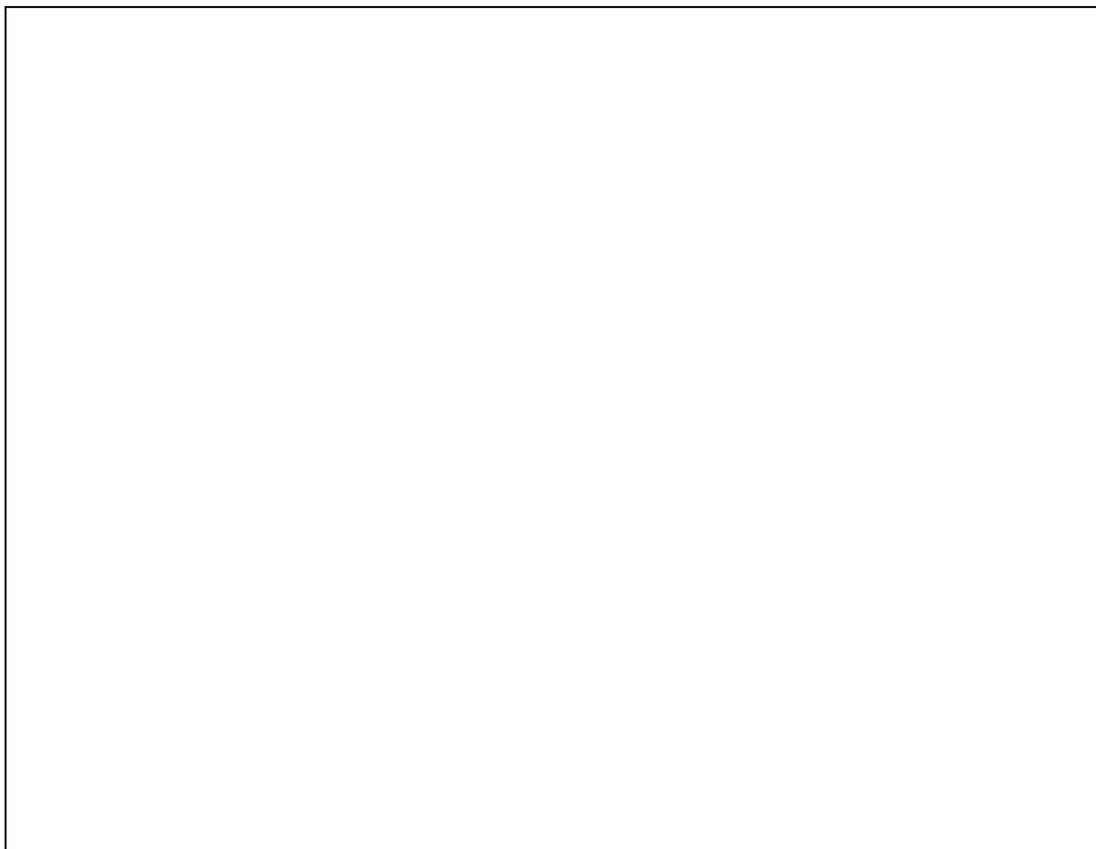
避難場所：

所要時間： 分

距離： km

(2) 避難経路

ア 防災マップ



5 防災訓練等の実施

(1) 防災訓練

<記載例>

- ア 避難訓練の実施回数：年____回
うち夜間を想定した避難訓練の実施回数：年____回
- イ 避難訓練の参加者：常勤職員(夜間従事者含む)、非常勤職員(夜間従事者含む)、利用者
- ウ 想定する災害の種類：火災、地震及び津波
- エ 避難場所 火災発生時 ○○公園
地震発生時 ○○○市民会館
津波発生時 ○○丘公園
- オ 避難場所までの避難目標時間
火災の場合：避難場所までの避難目標時間 16分
※算定方法も明記してください。

【目標時間設定の算定方法】

グループホームにおいて、建物内の居室等内装が壁・天井を不燃材により仕上げられており、建物において防火壁・防火戸を施している。利用者の布団や布張りのソファについて防災性能を有する物を使用し、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置しており、床面積が 330 m²で、天井の高さが 2.5m である。避難場所への移動時間は徒歩3分である場合(避難目標時間の設定は10ページを参照)

→○「火災室の状況」(基準時間)

- ・ 「内装制限の状況」は「不燃材料」に該当……5分
- ・ 「寝具・布張り家具の防災性能の確保」に該当……1分の加算
- ・ 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置」に該当……2分の加算
- ・ 合計……8分

○「建物全体の状況」(延長時間)

- ・ 「火災室からの区画形成」は「防火区画」に該当……3分
- ・ 「床面積330m²×(2.5m-1.8m)」の算式から「231m²≥200m²」となる……1分の加算
- ・ 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置」に該当……1分の加算
- ・ 合計……5分

○「避難場所までの避難目標時間の合計」……16分(「火災室の状況」(基準時間)8分+「建物全体の状況」(延長時間)5分+避難場所への移動時間3分)

地震の場合：避難目標時間 15分 ※算定方法も明記してください。

【目標時間設定の算定方法】

- ・ 建物外への避難5分（肢体不自由者である利用者を実際に計測）
- ・ ○○市民会館への移動時間10分

カ 避難訓練の内容

【記載例】

- (ア) 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (イ) 防災マップ及び事業所・施設内の避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (ウ) 災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- (エ) 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (オ) 消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- (カ) 近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

※ あくまでも記載例ですので、各事業所・施設の状況に応じて内容を検討してください。

(2) 防災教育の実施

<記載例>

職員に対して、防災に関する意識向上及び災害時における技術向上を図るため、次の防災教育に取り組んでいくこととする。

ア 防災に関する研修会等への参加

○○○消防署が定期的開催する○○防災研修に、従業員の中で未受講である者を随時受けさせる。

イ 事業所・施設内での研修の実施（年1回）

毎年○月に事業所内で実施する防災・人命救急訓練研修には、正社員とパートの全員を受講させる。

ウ AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加

○○○消防署が開催するAED講習会に、従業員の中で未受講である者を随時受けさせる。